

別表1 (第12条、第12条の5関係)

法律相談援助費用等支出基準

1 法律相談費

相談援助の形態	相談援助の内容	法律相談費 (消費税込)	備 考
件数単位で報酬を支払うもの (件数制)	相談の結果、助言指導、関係機関の紹介等で終わったもの	5,400円	医療過誤事件に関する相談で、相談時間1時間以上を要したときは、10,800円とする。
	相談の結果、代理援助又は書類作成援助が必要と判断されたもの	5,400円	多重債務案件(業務方法書別表3の任意整理事件・特定調停事件、自己破産事件及び民事再生手続に関する相談をいう。)については、相談時間及び審査資料作成の有無にかかわらず、5,400円とする。
	審査資料作成を含め、1時間未満で終わったもの		
	審査資料作成を含め、1時間以上を要したもの	10,800円	
時間単位で報酬を支払うもの (時間制)	2時間以上	14,040円	
	2時間30分以上	17,280円	
	3時間以上	21,600円	
	4時間以上	25,920円	
	5時間以上	29,160円	

- (注) 1. 「相談時間」には、援助申込書(多重債務案件にあつては債務一覧表を含む。)を申込者が記入する時間、及び業務方法書第15条第1号の要件該当性を確認するための時間を含まない。
2. 時間制の場合、以下の要件をいずれも満たすときは、5,400円の延長謝金を支払う。
- (1) 相談の終了時刻が、相談予定終了時刻より30分を超えて延長されたこと。
 - (2) 相談時間(多重債務案件に係るものを除く。)の合計が、相談予定時間(多重債務案件に係るものを除く。)の合計より30分を超えて長時間であったこと。